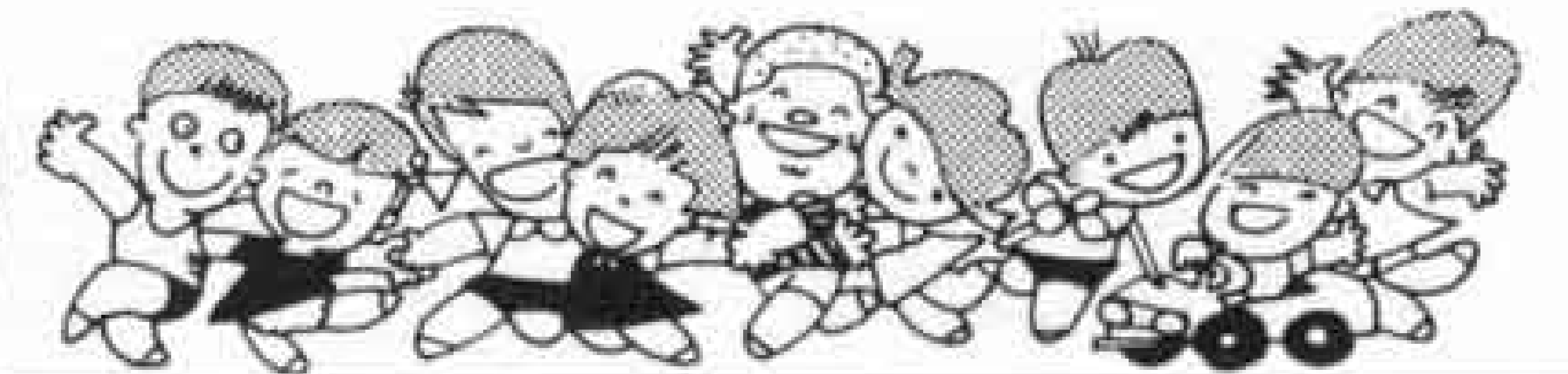




暮らしのたより



富士市青少年の船 参加者募集

とき 7月25日(土)～27日(月)
 行き先 伊豆七島方面 三宅島寄港
 参加資格 市内在住の中学生、高校生及び27歳までの独身男女で団体活動、社会活動に参加している人
 参加費 20,000円 募集人員 70人
 申し込み 申込書は各公民館にあります。6月15日(月)までに青少年課(広見町)へ申し込んでください。
 問い合わせ先 青少年課 ☎21-5436

静岡県青少年友好使節団

とき 8月22日(土)～8月28日(金)
 訪問地 中国(北京、杭州、上海)
 対象 小学校4年生以上(小学校3年生以下は父兄同伴)
 費用 小学生 18万8,000円
 中・高校生 23万8,000円
 父兄・一般 26万2,000円
 募集期間 7月10日まで
 申し込み先 富士市日中友好協会
 市内今井1-1-3渡辺竜夫 ☎33-1098

第20回 静岡県青年の船

とき 昭和62年12月27日(日)～昭和63年1月7日(木)
 訪問地 中国(北京、杭州、香港)
 対象 16歳以上30歳未満の者
 参加費 17万5,000円～20万5,000円
 募集期間 7月31日(金)まで
 問い合わせ先 青少年課 ☎21-6129

静岡県ふれあいの翼

とき 9月15日(火)～9月20日(日)
 訪問地 中国(浙江省・杭州/上海)
 費用 17万5,000円
 募集人員 40人(うち障害者10人)
 募集期間 8月10日まで
 問い合わせ先 静岡県ふれあいの翼連絡協議会 ☎0542-48-0645

第21回 富士市展作品公募

市教育委員会は、市展の書道展、工芸・写真展、絵画展部門の作品を募集します。
 応募資格 ・一般の部 満16歳以上で市内に在住、在学、または在勤の者。
 ・高校の部 市内の高校に在学している者、または市内に居住し市外の高校に在学している者。
 審査及び展示 審査は教育長が委嘱した審査員が行い、入選作品は展示する。入選作品のうち特に優秀なものに市長賞、議長賞などを授与する。なお、作品は未発表のもの。出品料は500円。(部門ごとに1人1点。写真部門は1人2点まで)
 搬入 書道展 7月21日、工芸・写真展 8月4日、絵画展 8月31日
 いずれも吉原市民会館へ、9時から19時までに。詳細は次号以降順次掲載。
 問い合わせ先 文化体育課 内線2722

通信制消費者ホーム 講座受講生を募集

学習期間 7月～昭和63年1月
 定員 200人 受講料 1,500円
 学習内容 ①消費者問題入門 ②契約と消費者被害 ③クレジット社会と消費者被害 ④情報化社会と消費者保護

⑤商品の安全性 ⑥生活設計
 申し込み 6月30日までに生活安全課(内線2241)へ。電話で結構です。

赤十字水上安全法講習会

期日・会場

東部会場	6月18日(木)～21日(日)	函南町立函南中学校プール
中部会場	7月2日(木)～5日(日)	静岡県草薙運動場プール

講習の種別

- ・救助員養成コース(4日間)
 - ・一般講習コース(3日間)
- 申し込み・問い合わせ先
 日赤静岡県支部 ☎0542-52-8131

16ミリ映写技術者 養成講習会

とき 6月28日(日) 9:00～16:00
 ところ 鷹岡公民館
 定員 50人(20歳以上の者)
 受講料 無料 講師 金子晴次氏
 持ち物 顔写真2枚(2.5×3cm)、昼食、筆記用具
 申し込み 6月20日(土)までに、鷹岡、大淵、天間、丘、広見公民館のいずれかに申し込んでください。

第2回 富士市綱引選手権 大会参加者募集

とき 7月12日(日) 9:00～
 ところ 勤労者体育センター
 種別 8人編成 一般男・女
 一般男子(8人の合計体重が600kg以下)
 一般女子(8人の合計体重が480kg以下)
 参加料 500円(チームの保険料)
 申し込み 7月4日(土)までに文化体育課へ ☎51-0123 内線2723

税に関する 高校生の作文募集

高校生の皆さん、税についての作文を書いてみませんか。作文の内容は、税について日ごろ考えていることや意見などです。
 優秀な作品には、国税庁長官賞や名古屋国税局長賞などの賞状や記念品が贈られます。一人一編、3,000字以内。
 応募期間 9月5日(土)まで
 問い合わせ先 富士税務署 ☎61-2460

暮らしのコーナー

ご注意！高額下着の大量売りつけ

始めに電話を使い、巧みな話術で迫る。訪問のきっかけをつくと家へ上がり込んで、下着のファッションや体形直しの話始めて、購入の契約をするまで帰らない。
 こんな商法によって、高額(30～80万円)な下着セットを買わされる

ケースがふえています。下着本来の役目、原点の認識が大切です。
 “いらない”と断わる勇気と見抜く知恵を持ちましょう。市では警察署とともに悪質商法に対する監視を強めています。消費生活相談は早目に生活安全課へ。内線2241